

## 1. 入国審査・保安検査の合理化・迅速化と接遇向上に向けて

今後増加していくことが見込まれる訪日外国人旅行者等もふまえ、入国審査官の増員や、各地で「バイオカート」の導入が進んでいる一方で、日本人の出入国手続きについては、さらに合理化・迅速化を図ることができると考える。

「自動化ゲート」については、那覇、など国際線旅客が多い空港への導入を進めるとともに、事前登録の簡素化や対象者への周知等、利用促進に向けた対応を図りたい。また羽田空港で導入されている「顔認証ゲート」については「自動化ゲート」よりもさらに利便性が高いことから、未導入の国際線主要空港へも拡充を図りたい。

なお、訪日外国人旅行者にとって「入国審査官」は初めて接する日本人であることも多く、その接遇向上は日本の「良い第一印象」にもつながっていく。現在、新規採用者向けには接遇関係の研修を行っているとのことだが、関係するすべての職員にも対応されるよう要請したい。

### 【回答】（出入国在留管理庁）

御指摘の「入国審査の合理化・迅速化」については、新型コロナウイルス感染症の状況を見据えながら、今後とも厳格な出入国管理と円滑な出入国審査を高度な次元で両立させることができるよう、努めてまいります。また、接遇の向上は重要と認識しており、全職員が採用直後に受講する研修や採用から数年経過後に受講する研修において、講義および演習方式による「接遇」の研修を実施して職員一人一人に接遇の重要性の意識付けと接遇能力の向上を図っています。なお、出入国審査などの業務を行うに当たっても「おもてなし」の心で接することを常日頃から指導しております。

## 2. 機内盗撮行為の撲滅に向けた「盗撮罪（仮称）」の早期制定について

現在、盗撮行為は各都道府県で制定されている迷惑防止条例による処罰の対象となっているが、盗撮した時の航空機の飛行場所が特定できないことから、過去に盗撮者を処分保留で釈放したことがあり、航空機内での盗撮を取り締まる法令等は整備されていない。

航空機内での盗撮は、許しがたい行為であるうえに、安全と保安を担う客室乗務員の職務を妨げ、航空機内の安全阻害行為にまで発展する可能性がある。加えて、乗客間における盗撮についても現行の法体系では同様の問題がある。

航空機内等での盗撮に対して、飛行している場所を問わず、全国一律の基準で厳格に対処することができる「盗撮罪（仮称）」の早期に制定すべきと考えるが法務省の考えを明らかにされたい。

**【回答】**（法務省刑事局刑事法制管理官室）

平成 29 年 6 月に成立した刑法一部改正法の附則第 9 条においては、施行後 3 年を目途として、性犯罪の事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について、検討を行うことが求められています。

この検討に資するため、現在、法務省において開催している「性犯罪に関する刑事法検討会」では、

○ 他人の性的な姿態を同意なく撮影する行為等を処罰する規定を設けるべきかについても検討すべき論点として挙げられ、保護法益や処罰対象とすべき行為の範囲等について議論が行われているところです。